

新産業廃棄物最終処分場基本計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 公共が関与して整備する新たな廃棄物処理施設（最終処分場、併設施設、管理棟、その他の施設をいう。以下「新最終処分場」という。）の建設にあたり、自然環境との調和を図るとともに、生活環境の保全等に配慮した新最終処分場の構造、工法等の基本計画の策定に関し必要な審議を行うため、新産業廃棄物最終処分場基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 新最終処分場の受入廃棄物の種類及び基準
- (2) 新最終処分場の規模、構造及び工法
- (3) 排水処理（浸出水の処理を含む）
- (4) 周辺環境の保全対策
- (5) その他新最終処分場建設及び運営にあたって必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、別表に掲げる者で構成する。

- 2 委員会が必要と認めるときは、前項に掲げる者以外の者を委員会に出席させることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。なお、委員長及び副委員長の選任は委員の互選による。

(会議)

第5条 委員長は会議を招集し、主宰する。ただし、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

- 2 会議は、原則公開とする。
- 3 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、傍聴人の数の制限その他必要な措置を講じることができる。
- 4 会議終了後、議事録を作成し公表する。

(事務局)

第6条 委員会の庶務は、茨城県県民生活環境部資源循環推進課において行う。

(任期)

第7条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する審議事項の審議終了までとする。

(その他)

第8条 委員会の運営に関して疑義が生じた場合には、委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、令和3年9月2日から施行する。